

都留市税条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 28 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市規則第 3 号

都留市税条例施行規則等の一部を改正する規則

(都留市税条例施行規則の一部改正)

第 1 条 都留市税条例施行規則(平成 16 年都留市規則第 25 号)の一部を次のように改正する。

様式第 5 号を次のように改める。

様式第 26 号を次のように改める。

様式第 44 号及び様式第 45 号を次のように改める。

様式第 47 号及び様式第 48 号を次のように改める。

(都留市下水道条例施行規則の一部改正)

第 2 条 都留市下水道条例施行規則(平成 16 年都留市規則第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中「、督促手数料」を削る。

(都留市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条 都留市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則(平成 16 年都留市規則第 20 号)の一部を次のように改正する。

様式第 15 号を次のように改める。

(都留市介護保険条例等施行規則の一部改正)

第 4 条 都留市介護保険条例等施行規則(平成 12 年都留市規則第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 26 条中「条例第 6 条の 2 の規定による」を削る。

様式第 24 号を次のように改める。

(都留市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部改正)

第 5 条 都留市後期高齢者医療に関する条例施行規則(平成 20 年都留市規則第 5 号)

の一部を次のように改正する。

第 4 条中「条例第 5 条の規定による」を削る。

様式第 4 号を次のように改める。

(都留市保育料条例施行規則の一部改正)

第 6 条 都留市保育料条例施行規則(平成 27 年都留市規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

様式第 4 号を次のように改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。